

17 川財財第 277 号
平成 17 年 11 月 10 日

各 局 区 長 様

副市長 東 山 芳 孝
副市長 鈴 木 真 生

平成 18 年度予算編成について

平成 18 年度の予算編成は、次の方針に基づき進めるよう通知する。

1 本市の財政状況と今後の見通し

(1) 経済動向と国家予算の動向

わが国経済は、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれている。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響に留意する必要があるとしている。

国の平成 18 年度予算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（以下、「基本方針 2005」という。）を踏まえ、引き続き歳出改革路線を堅持・強化するとしている。また、地方財政については、国の見直しと歩調を合わせ地方財政計画の歳出規模を引き続き抑制し、財源不足の縮小に努めるとともに、地方公共団体の自助努力を促すとしている。また、三位一体の改革については、「基本方針 2005」において、平成 18 年度までに 3 兆円規模をめざす税源移譲や国庫補助負担金の改革・地方交付税の改革を確実に実現するとしている。

(2) 本市の財政状況と収支見通し

本年 3 月に公表した「第 2 次行財政改革プラン」（以下、「第 2 次改革プラン」という。）は、第 1 次の行財政改革プラン（以下、「第 1 次改革プラン」という。）の考え方を継承し、「安定的な財政基盤を一刻も早く築き、市民生活の安定と向上を図る。」ことを目的とし、策定したものである。

この中で、今後の行財政運営の指針として「財政フレーム」（資料 1）を明らかにし、「従来手法を併用しながらも、平成 21 年度には減債基金からの借入れを行わずに、収支均衡が図れるような財政構造とする。」とした目標を掲げている。

平成 18 年度の「財政フレーム」において、市税は前年度比 1.5% 増（内閣府試算の実質経済成長率）を見込んでいるが、第 2 次改革プランに基づく従来手

法の財源対策や行財政改革による対応を図ったうえで、減債基金からの新規借入れを行っても、なお施策の調整や事務事業の見直しによる調整が必要な37億円が見込まれている。

さらに、国の三位一体改革の動向が未だ不透明な状況にあるなど、本市は、依然として厳しい財政環境にある。

また、総合計画策定後に生じた社会経済環境の変化や新たな行政需要への的確に対応する必要があることから、引き続き全庁を挙げて行財政改革に取り組む必要がある。

平成18年度の予算編成においては、こうした認識に立ち、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成18年度予算編成に際しては、総合計画と第2次改革プランを踏まえ川崎再生に向けた取組を推進し、一刻も早く持続可能な財政構造を構築するため、次の基本的な考え方にに基づき進めるものとする。

(1) 「行財政改革の断行」

持続可能な行財政制度の構築に向け、第2次改革プランに定める3つの柱を基本に改革を確実に推進し、その取組の成果を予算に反映させ、市民サービスへの還元に努めるものとする。

ア) 行政体制の再整備

第1次改革プランに引き続き「3年間に約1,000人の職員削減」の目標を設定するなど、「市民が求める質の高いサービスを、効率的かつ多様に享受できる環境をつくりあげる」ことを目的に、最優先課題として改革を推進する。

イ) 公共公益施設・都市基盤整備の見直し

総合計画・実行計画における厳しい事業選択や事業の優先順位付けを踏まえ、計画に位置付けられた事業や施設整備を行うにあたっての効率的・効果的な取組や手法の転換、既存ストックの有効活用等を中心に、取組を進めるものとする。

ウ) 市民サービスの再構築

「真に必要とする人々に、必要なサービスが、迅速に、適正な費用で、選択的に提供される環境をつくりあげる」という基本的な考え方に立ち、持続可能な施策展開と確かな財政基盤の確立をめざし、再構築を図るものとする。

(2) 「総合計画の着実な推進」

基本構想に掲げるまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざし、7つの基本施策に沿い、総合計画に定める計画事業の着実な推進を図ることとする。とりわけ、重点的・戦略的に取り組む9つの「重点戦略プラン」については、その推進に向け所要の措置を講ずるものとする。

< 7つの基本施策 >

- 安全で快適に暮らすまちづくり
- 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり
- 人を育て心を育むまちづくり
- 環境を守り自然と調和したまちづくり
- 活力にあふれ躍動するまちづくり
- 個性と魅力が輝くまちづくり
- 参加と協働による市民自治のまちづくり

< 9つの重点戦略プラン >

- 安全・安心な地域生活環境の整備
- 高齢社会を支え合う地域福祉社会づくり
- 総合的な子ども支援
- 環境配慮・循環型の地域社会づくり
- 憩いとうるおいの環境づくり
- 川崎の活力を生み出す産業イノベーション
- 川崎臨海部の再生と都市拠点・ネットワークの整備
- 川崎の魅力を育て発信する取組
- 市民自治と区役所機能の拡充

(3) 予算編成手法の改革

予算編成にあたっての基本的な考え方を踏まえ、限られた財源を効率的・効果的に配分するため、引き続き予算編成手法の改革を行うものとする。

ア) 財政フレーム・実行計画との整合

「財政フレーム」は、今後の計画的な行財政運営の指針として定めたものであり、とりわけ歳出については、総合計画の実行計画事業費を見込んで策定したものである。こうしたことから、これまでの前年度予算との比較増減を中心とした予算編成から、計画事業費を基本とした編成手法に転換を図る。

イ) 各局区の主体的な取組の推進

限られた財源の中で市民サービスの向上をめざし、事業主体である各局区が自らの主体的な施策・事業の再構築を図ることができるよう、枠配分経費などの経費区分を適正化する。

ウ) 区行政改革の積極的な推進

自治基本条例に基づく取組や区行政改革の推進に対応して、「地域のことは、地域で決めて実行し、その主役は市民である。」という基本的な考え方に基づき、区役所が主体となり「地域の課題を自ら発見し解決する」ために必要とする経費については、区役所機能の強化の方向性を踏まえ調整を行い、所要の措置を講ずるものとする。

エ) 予算編成会議による調整

行財政改革の強力な推進と重点的かつ効果的な施策実施を図り、その結果を予算に反映させるため、「予算編成会議」を開催し、各局区連携による総合的、横断的な調整を行う。

オ) 財政情報の積極的な公表

予算編成過程の透明性の確保を図るため、予算要求額の公表を行うなど積極的な取組を推進する。また、予算公表資料の内容の検討を進め、わかり易い財政状況の広報に努めるものとする。

3 予算編成に際しての留意点

(1) 国・県の動向への的確な対応

事業ごとの国・県の補助制度を十分検討し積極的に導入するとともに、国の三位一体改革の動向に対し、的確な対応を図ること。

(2) 歳入の確保

歳入においては、新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取組を強化すること。

(3) 適切な市債の活用

市債の活用を検討する際は、昨年度からの取組である、「款別公債費配分表」(資料2)により、将来の元金償還額及び利子支払い額の状況を把握した上で、後年度負担に十分配慮すること。

(4) ACTIONシステムの活用

既存事務事業にあっては、ACTIONシステムによる事務事業の再点検を行い、その成果を予算要求に十分反映するものとし、安易に新規・増額の要求を行うことなく、政策・施策別の計画事業費を十分に尊重し、施策体系内での事業調整を行うなど、スクラップアンドビルドの原則の徹底を図ること。

(5) 民間活力の積極的な導入

事務事業のコストに留意し、「民間でできるものは民間で」という考え方を基本とし、積極的に民間活力の導入を検討すること。

なお、指定管理者の導入を予定している施設については、市民サービスの向上と経費の縮減に努めること。

(6) 要求基準

新たな行政課題等への対応に必要な財源を調整するため、公債費など特殊な経費を除く経費にあっては、実行計画事業費一般財源のマイナス5%の範囲内での要求とするものとする。

以上の方針に基づく細目については、先の予算編成作業指針に記す諸事項によるものとする。

(資料 1)

財政フレーム

一般財源ベース
単位: 億円

歳入フレーム (減債基金新規借入金を除く)

	H17 予算	H18 見込	H19 見込	H20 見込	H21 見込
市税	2,517	2,555	2,593	2,635	2,674
市債	192	153	126	104	89
減債基金過年度分借入金	50	148	298	448	548
土地売払収入	38	30	30	30	30
その他	473	531	539	509	515
歳入計 A	3,270	3,417	3,586	3,726	3,856

平成18年度以降の市税等は、平成17年度予算に内閣府試算の実質経済成長率である1.5% (ただし、20年度のみ1.6%) を乗じて算定
三位一体の改革については、平成17年度までの実施分のみを反映
(ただし、臨時財政対策債は、平成17年度の削減率に基づき、その後の数字を積算)

歳出フレーム

	実行計画期間内の計画事業費			H20 見込	H21 見込
	H17 予算	H18 見込	H19 見込		
人件費	1,010	1,015	1,041	999	970
扶助費	340	345	352	358	365
公債費	559	671	662	647	656
投資的経費	200	233	224	214	221
その他	1,259	1,340	1,509	1,648	1,706
歳出計 B	3,368	3,604	3,788	3,866	3,918

人件費は、給与改定による影響を見込まず
人件費のうちの退職手当は、退職予定者数を勘案して積算

収支不足額 C=A-B	-98	-187	-202	-140	-62
-------------	-----	------	------	------	-----

「従来手法の財源対策」及び「行財政改革による対応」を行った後の収支不足額合計(4年間)	-591	ア
---	------	---

減債基金新規借入金 D	98	150	150	100	0
-------------	----	-----	-----	-----	---

施策調整・事務事業の見直し等による要調整額 E=-(C+D)	-	37	52	40	62
--------------------------------	---	----	----	----	----

減債基金の状況見込み

	H17	H18	H19	H20	H21
減債基金年度末残高見込み F	611	504	559	644	691
うち一般会計借入見込み額累計 G	148	298	448	548	548
H=F-G	463	206	111	96	143

減債基金の残高の増減は、新規積立や償還のための取崩しによるもの
一般会計借入額は基金残高に含む

行財政改革による対応額等の内訳

従来手法の財源対策

	H17予算	H18見込	H19見込	H20見込	H21見込
一般会計満期一括積立の繰延	87	74	54	53	58
一般会計満期一括積立繰延による後年度負担			-14	-24	-34
下水道会計満期一括積立の繰延	54	56	55	56	54
下水道会計満期一括積立繰延による後年度負担			-8	-15	-27
国保会計繰出金の未計上	68	68	68	68	68
財政健全化債の活用	57	57	57	57	50
地域再生債の活用	15	15	15	15	15
合計	281	270	227	210	184
			891		

イ

行財政改革による対応

	過去3年間の実績	H18見込	H19見込	H20見込	H21見込
債権確保策の強化等による歳入の確保	(39)	10 (49)	20 (59)	20 (59)	20 (59)
人件費の見直し	(109)	20 (129)	45 (154)	85 (194)	120 (229)
扶助費の見直し	(17)	5 (22)	10 (27)	15 (32)	20 (37)
投資的経費の見直し	(43)	10 (53)	20 (63)	30 (73)	30 (73)
その他経費の見直し	(112)	20 (132)	50 (162)	60 (172)	80 (192)
行財政改革の成果及び目標の合計	(320)	65 (385)	145 (465)	210 (530)	270 (590)
行財政改革の目標	(300)	(370)	(460)	(510)	(570)

ウ

括弧表示は、第1次改革プランからの累計額

対策前の収支不足額合計(4年間) ア-イ-ウ	-2,172
------------------------	--------

全ての項目について、収支不足に対する効果額をプラス表示